

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 28 年 10 月

滋 賀 県 人 事 委 員 会



滋 人 委 第 3 0 2 号
平成 28 年(2016 年)10 月 17 日

滋賀県議会議長 野 田 藤 雄 様

滋 賀 県 知 事 三日月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 益 川 教 雄

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年 10 月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式である

とされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、平成 28 年 4 月 1 日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 9,006 人、県費負担市町立学校教職員 7,328 人、合計 16,334 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は 3,241 人で、その平均給与月額は 368,566 円（給料 332,838 円、扶養手当 10,188 円、地域手当 25,540 円）であり、平均年齢は 42.7 歳（男性 43.9 歳、女性 39.9 歳）、性別構成は男性 70.7%、女性 29.3%、学歴別構成は大学卒 69.1%、短大卒 15.0%、高校卒 15.9%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 389,667 円（給料 354,240 円、扶養手当 8,964 円、地域手当 26,463 円）であり、その平均年齢は 42.3 歳（男性 43.0 歳、女性 41.1 歳）、性別構成は男性 61.1%、女性 38.9%、学歴別構成は大学卒 81.6%、短大卒 7.9%、高校卒 10.2%、中学卒 0.3%である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 607 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 124 の事業所について、「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、95.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年 4 月の事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,259 人の給与について調査した。（参考資料第 15 表参照）

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年 4 月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	199,033 円
	短 大 卒	177,094 円
	高 校 卒	163,591 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

（参考資料第 16 表参照）

(3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,050 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,480 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,461 円

注 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

（参考資料第 17 表参照）

(4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の 58.2%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、27,000 円以上 28,000 円未満となっている。

（参考資料第 18 表参照）

(5) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額 of 4.32 月分となっている。

（参考資料第 19 表参照）

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢 43.5 歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年 4 月において、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均にして 1,037 円（0.26%）下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
393,148円	392,111円	1,037円 (0.26%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.7であった。

また、同年の47都道府県の平均は99.7、近畿6府県は98.5~100.7であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.3%下落し、大津市で0.2%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,080円、197,820円および229,580円となった。

(参考資料第26表および第27表その2参照)

7 人事院の報告・勧告等の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行うとともに、一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

8 むすび

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

地域手当については、本年4月1日現在、県内に勤務する職員は7.15%、東京都特別区に在勤する職員は19.15%の割合で支給されているところであるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.26%)および給料表の引上げ改定を考慮し、それぞれ0.15%、0.35%引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 給与制度の改正

ア 給与制度の総合的見直し

本委員会は、一昨年、地域間や世代間の給与配分の見直し等を内容とする国家公務員の「給与制度の総合的見直し」に準じて報告および勧告を行い、昨年4月から給料表水準を引き下げた上で、地域手当を段階的に引き上げることとしている。

平成28年4月1日からの地域手当の支給割合は前述のとおりであるが、平成29年4月1日からの地域手当の支給割合については、給与制度の総合的見直しによる給料表の経過措置の解消状況等を踏まえ、条例に定める支給割合に引き上げることが適当である。

イ 配偶者に係る扶養手当の見直し

扶養手当について、人事院は本年、民間企業および公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額することとし、あわせて、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を10,000円に引き上げるよう報告および勧告を行った。

本県における扶養手当は、これまでから国の制度に準じたものとしてきたことから、基本的に国に準じて見直しを実施することが適当と考えるが、配偶者に係る手当の受給者への影響を一層少なくする観点から、より段階的に実施することとし、子に係る手当額については、配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を基本に、10,000円を超えない範囲内で段階的に引き上げることが適当である。なお、この考え方に基づく各年度における手当額は、次の表のとおりである。

(単位：円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
配偶者	行政職給料表 7級以下		13,000	11,000	9,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8級		13,000	11,000	9,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9級		13,000	11,000	9,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	10,000円を超えない範囲内の額				
父母等	行政職給料表 7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8級		6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9級		6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

注1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」、「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,500円・父母等9,500円、平成30年度は子10,000円・父母等8,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子または父母等の額とする。

3 平成29年度以降の子に係る手当額については、10,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とし、平成29年度は7,300円とする。

ウ その他

再任用職員の勤勉手当について、人事院は本年、再任用職員が増加する傾向にあることや在職期間の長期化が見込まれることに鑑み、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう設定するとの報告を行った。本県においても、今後、国の措置内容を踏まえ、対応を検討していく必要がある。

また、人事院は本年、介護時間制度の新設に伴い、社会全体として育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要課題となっていることを踏まえ、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給制度や勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとするとともに、あわせて、昇給制度における介護休暇および育児休業の取扱いならびに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずるとの報告を行った。育児や介護と仕事の両立支援が重要な課題となっている点は本県においても同様であり、両立支援制度の整備と合わせ、国に準じて措置を講ずることが適当である。

(3) 能力および実績に基づく人事管理

能力・実績に応じた人事管理を推進するための改正地方公務員法の施行に伴い、任命権者においては、本年4月から、公正性・公平性などの観点から創意工夫が施された人事評価制度が本格実施されている。

人事評価については、地方公務員法において「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義され、人材の育成、公務能率の向上、組織の活性化、組織目標の達成、住民サービスの向上といったことが期待されているところである。

これらの実現のためには、人事評価制度が早期に定着し、適切に運用されることが重要である。任命権者においては、人事評価制度の実施状況を把握し、工夫や改善の余地がないか検証するとともに、評価者研修の実施や面談の充実などを通じ、人事評価の納得性を高めながら運用していくことが必要である。本委員会としても、人事評価制度の実施・運用状況を注視していく。

また、本県では、本年3月に人材育成基本方針が改定され、「人こそが最大の経営資源である」との認識のもと、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限発揮できる職場環境づくりなど総合的な取組が進められている。取組の推進に当た

っては、人事評価制度が重要な手段の一つとして位置づけられているところであり、任命権者においては、人事評価制度を効果的に活用することにより、人材育成や能力開発を図り、県庁力の最大化につなげていくことが重要である。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康や公務能率の向上に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスや人材確保、女性の活躍推進の観点からも極めて重要な課題であり、強くその実現が求められている。また、学校現場においては、教員の子どもと向き合う時間を確保し、教育環境の充実にもつながるものである。

本県においては、これまでから、定時退庁の取組や朝礼・終礼による勤務時間管理、イクボス宣言など、様々な取組が行われてきたところである。また学校においても、校務分掌の見直しや部活動指導の負担軽減策などが講じられてきたところであるが、依然として時間外勤務の状況に大きな変化は見られず、学校現場においても教員の長時間におよぶ勤務実態が見受けられるなど、これまでの取組が必ずしも十分浸透し、有効に機能しているとは言い難い状況にある。

任命権者においては、一斉消灯日の設定や、会議・説明会・報告・届出等の廃止・簡素化など、本年度も新たな取組が進められているところであるが、これまでの取組と合わせ、実効性をより高めるため、幹部職員の強いリーダーシップのもと、組織を挙げて取り組む必要がある。また、引き続き、計画的かつ効率的な業務の運営と、スクラップアンドビルドなど事務事業の見直しを進め、業務量と人員配置のバランスのとれた勤務環境の確保に努める必要がある。

本委員会としても、引き続き、労働基準法第 36 条第 1 項に規定する協定の遵守状況を確認し、協定を逸脱した勤務実態が認められる事業所に対しては改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務の適正化に取り組んでいく。

(5) メンタルヘルス対策の充実

職員の心身両面における健康を保持・増進することは、職員本人の健康管理はもとより、職員が能力を十分に発揮する上で重要であり、質の高い行政サービスに資するものである。

しかしながら、本県における昨年度の長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調によるものの占める割合は依然として高い傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。任命権者においてはこれまでから、「滋賀県職員メンタルヘルス対策指針」等に基づき、総合的かつ体系的な対策の充実に努められてきたところであるが、本年度からは、職員自身のストレスへの気づきを促すこと等によりメンタ

ルヘルス不調を未然に防止すること等を目的とする、労働安全衛生法に基づくストレスチェックが新たに実施されているところであり、この制度も有効に活用しながら、メンタルヘルス対策の更なる充実・強化を図る必要がある。

(6) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、人権や働く権利を侵害する行為であるとともに職場環境を悪化させ、ひいては職員の心身の健康に悪影響を及ぼす要因となるものであり、その防止は重要な課題である。また、近年、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている中、本年の人事院の報告においては、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たり許されないことが関係規程上も明確になるよう措置することなどに言及されているところである。

本県ではこれまでから、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する指針に基づき、啓発・研修や相談窓口の設置等の取組が進められてきたところであるが、未だにハラスメントの防止・根絶には至っていないことから、任命権者においては、職員や管理監督者に対し、性的指向や性自認の課題も含め周知・啓発を徹底するとともに、コミュニケーションの向上を図るなど、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに一層努める必要がある。

なお、民間においては、来年1月から、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為(いわゆるマタハラ等)を防止するための措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっており、国においても、民間における措置内容を踏まえ、同様の防止策を講じることとされていることから、本県においても、国の動向等に留意し、適切に防止策を講じていく必要がある。

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、ライフステージに応じた家庭生活や地域生活を充実させることができる環境を整えることは、職員の意欲や士気を向上させ、公務能率の向上に資することはもとより、有為な人材の確保の観点からも重要である。本県においては、夏季朝型勤務、夏季集中休暇の実施やイクボス宣言など、様々な取組が行われているが、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める必要がある。

また、人事院は本年、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえ、その改正内容に即して、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大その他の両立支援制度を整備するための勧告等を行った。

本県においても、適切な公務運営を確保しつつ、職員が働きながら育児や介護といった家庭責任を果たすことができる環境整備を一層進めていくことが求められていることから、今後の関係法令の改正の動向を注視し、適切に両立支援制度を整備すると

ともに、職場の協力体制を整えるなど、制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

(8) 男女共同参画、女性職員の活躍推進

本県では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画が本年3月に策定され、女性職員の採用・育成・登用および環境の整備・組織風土の醸成・意識改革に係る取組事項および数値目標が設定されているところである。任命権者においては、仕事と家庭を両立しながらキャリアの形成を図る働き方の確立、管理職に必要な能力養成や不安の解消、性別役割分担意識の解消など、女性職員も男性職員も共にいきいきと活躍できる職場を目指し、着実に取組を進める必要がある。

また、男性職員の育児参加への意識を高め、育児休業等の取得を促進することは、男女共同参画を推進する上で重要な課題であり、本県においてもこれまでから、様々な措置が講じられてきたところであるが、男性職員の育児休業等の取得率は依然として低い状況にある。任命権者においては、管理職員および男性職員に対する意識啓発や育児参加に関する制度の周知を推進するとともに、男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを一層進めていく必要がある。

(9) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、公務においては当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされており、現行の再任用制度により雇用と年金を確実に接続することが求められている。

本県においては、再任用職員の数が年々増加するとともにフルタイム勤務の割合が大きくなってきていることから、任命権者においては、引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員の意欲や能力・適性等を的確に把握し、定年前に培った能力や経験をさらに本格的に活用していくことが重要である。

また、再任用職員の給与の在り方について、人事院は、円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくとしており、引き続きその動向を注視していく必要がある。

(10) 臨時職員の勤務条件

本県においては、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、臨時教職員や臨時的任用職員等の形態での任用が行われ、公務運営において欠くことのできない存在となっている。

任命権者においては、引き続き、臨時職員の適正な勤務条件の確保に努め、人材の確保や円滑な公務運営につなげていくことが重要である。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、給与制度の総合的見直しに係る地域手当の引上げや扶養手当の見直し等を行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]
 [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]
 (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
 (係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

- ・月例給：平成28年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設 (平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

人事院「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子」

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

人事院「公務員人事管理に関する報告の骨子」

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.425月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

ウ 扶養手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与に関する条例第10条第4項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。

(イ) 特定職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

(ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、(2)イ(ア)については平成28年12月1日から、(2)イ(イ)およびウについては平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(ア)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「11,000円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,500円とし、子以外の扶養親族にあっては9,500円とする」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および

子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「9,000円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては8,000円とする」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

エ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	

	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				

	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800						
	95		294,400	342,300						
	96		294,800	342,700						
	97		295,000	342,800						
	98		295,300	343,300						
	99		295,700	343,700						
	100		296,100	344,000						
	101		296,300	344,300						
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900			
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700				
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000				
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200				

89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400		
95	300,900	324,800	351,300	384,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500		
97	303,300	327,300	354,100	384,900		
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		
121	322,400	351,000	371,100	395,700		
122	322,700	351,400	371,700	396,200		
123	323,200	351,900	372,200	396,600		
124	323,700	352,300	372,600	397,100		
125	324,000	352,700	373,100	397,500		
126		353,100	373,600			
127		353,600	374,100			
128		354,000	374,600			
129		354,400	374,900			
130		354,800	375,400			
131		355,200	375,900			
132		355,600	376,400			

	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100

	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
再	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
任	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
用	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
職	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
員	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
以	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
外	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
の	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
職	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
員	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		

	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任 用職 員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500

	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
再	60	389,900	464,400	515,400	566,300
任	61	390,600	465,200	516,300	567,200
用	62	391,100	465,900	517,100	568,100
職	63	391,500	466,600	518,000	569,000
員	64	392,000	467,300	518,800	569,900
以	65	392,300	468,000	519,700	570,800
外	66		468,700	520,600	
の	67		469,400	521,300	
職	68		470,100	522,200	
員	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	

	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900

	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
再	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
任	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
用	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
職	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
員	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
以	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
外	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
の	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
職	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
員	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			

	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

力 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700

	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
再	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
任	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
用	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
職	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
員	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
以	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
外	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
の	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
職	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
員	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	

89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			

133	298,900	329,400				
134	299,200	329,800				
135	299,600	330,200				
136	299,900	330,600				
137	300,100	330,900				
138	300,400	331,300				
139	300,800	331,700				
140	301,100	332,100				
141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					
再任職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600

	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500
再	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800
任	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100
用	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
職	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
員	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
以	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
外	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
の	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
職	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
員	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
	77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	
	78	249,600	314,900	340,600	385,200		
	79	250,600	315,600	341,100	385,700		
	80	251,600	316,300	341,500	386,300		
	81	252,500	316,600	341,700	386,800		
	82	253,200	316,900	342,000	387,200		
	83	254,200	317,500	342,500	387,600		
	84	255,200	317,800	342,900	388,000		
	85	256,000	318,200	343,200	388,200		
	86	256,800	318,500	343,500	388,400		
	87	257,600	318,900	344,000	388,700		
	88	258,500	319,200	344,400	389,000		

89	259,200	319,700	344,700	389,200
90	260,000	320,100	345,100	389,500
91	260,800	320,400	345,500	389,800
92	261,600	320,700	345,700	390,000
93	262,200	321,200	346,000	390,200
94	262,900	321,600		
95	263,400	321,800		
96	264,100	322,200		
97	264,800	322,600		
98	265,500	323,000		
99	266,200	323,400		
100	266,900	323,800		
101	267,400	324,000		
102	267,900	324,300		
103	268,300	324,600		
104	268,800	324,900		
105	268,900	325,300		
106	269,200	325,500		
107	269,500	325,800		
108	269,800	326,200		
109	270,200	326,600		
110	270,500	326,900		
111	270,900	327,300		
112	271,200	327,600		
113	271,500	327,900		
114	271,800	328,300		
115	272,100	328,600		
116	272,500	328,800		
117	272,800	328,900		
118	273,100	329,300		
119	273,500	329,700		
120	273,900	330,100		
121	274,100	330,300		
122	274,300			
123	274,700			
124	275,000			
125	275,200			
126	275,500			
127	275,900			
128	276,300			
129	276,500			
130	276,900			
131	277,300			
132	277,600			

	133	277,800					
	134	278,100					
	135	278,500					
	136	278,800					
	137	279,000					
	138	279,300					
	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	

	45	236,200	294,500	359,200	409,800
	46	237,600	297,000	361,200	411,100
	47	238,900	299,300	363,200	412,600
	48	240,100	302,000	365,200	414,200
	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
再	60	255,400	328,900	386,300	432,200
任	61	256,700	331,000	387,500	433,400
用	62	258,000	333,100	388,900	434,700
職	63	259,400	335,300	390,300	436,000
員	64	260,600	337,500	391,600	437,200
	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
外	70	269,500	349,700	399,600	444,400
の	71	270,900	351,800	401,000	445,600
職	72	272,300	353,800	402,300	446,800
員	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
	75	276,200	359,200	406,400	449,000
	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	

89	292,900	380,400	423,200
90	294,000	381,700	424,200
91	295,200	382,900	425,200
92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	

	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	

	45	235,300	268,800	357,000	378,900
	46	236,800	271,000	358,700	380,500
	47	238,200	273,200	360,200	382,100
	48	239,600	275,200	361,800	383,600
	49	241,000	277,500	363,100	385,000
	50	242,400	279,500	364,600	386,500
	51	243,900	281,400	366,200	388,000
	52	245,100	283,400	367,800	389,400
	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
再	60	254,700	302,000	379,400	399,200
任	61	256,100	304,400	380,300	400,400
用	62	257,300	306,800	381,500	401,400
職	63	258,500	309,300	382,700	402,800
員	64	259,400	311,600	383,800	404,100
以	65	260,400	313,900	384,700	405,300
外	66	261,800	316,100	385,900	406,400
の	67	263,200	318,200	386,900	407,600
職	68	264,700	320,400	388,000	408,700
員	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200

89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		

	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000